

●届出制度について

- ◆ 通商産業省（現経済産業省）が告示した「**コンピュータウイルス対策基準**」、「**コンピュータ不正アクセス対策基準**」に基づき、**IPA**では国内のコンピュータウイルスの感染被害や不正アクセス被害の届出を受け付けています。
- ◆ ウイルス感染被害の拡大や再発の防止、不正アクセス被害の実態把握や同様の被害発生の防止に役立てるため、届出にご協力をお願いします。

●届出方法について

- ◆ 届出をご提出いただくにあたり、被害内容に応じた**届出様式**をウェブページ上にご用意しています。ご記入の上、指定の届出先にメールをご送付ください。
- ◆ 攻撃等が未遂で**実被害が生じなかった場合も**、被害の拡大や再発の防止に活用させていただきたいため、届出にご協力をお願いします。
- ◆ 届出する内容が様式にそぐわない場合は**フリーフォーマットによる届出**でも受け付けています。既にIPA以外の組織等へ報告・届出等を行っている場合は、その様式で届出いただいても構いません。
- ◆ 記入の難しい項目がある場合は、**お分かりになる範囲での記入**に留めていただいても構いません。届出の後に新たに判明した事項などがございましたら、追加でご連絡をお願いします。

●届出内容の公開について

- ◆ 届出いただいた情報については、ウイルスや不正アクセスによる被害の分析に活用させていただくとともに、国内の被害状況の把握や防止策の啓発を目的とし、届出者が特定されない形で、集計情報や事例情報として公表させていただく場合があります。



どういう時にどの届出を提出すればいいの？

「コンピュータウイルス・不正アクセスに関する届出」については、次のウェブページで、くわしく説明しておりますのでご覧ください。



■コンピュータウイルス・不正アクセスに関する届出

<https://www.ipa.go.jp/security/outline/todokede-j.html>

●セキュリティソフトがウイルスを発見（検知）した

- ◆ セキュリティソフトでウイルスを検知したとのアラートが表示された。パソコンやサーバ内に不審なファイルがあることを発見した。等

➡ 「**ウイルス発見・感染の届出**」をご覧ください、次の届出先へご提出ください。

届出先：コンピュータウイルス届出窓口
E-Mail：virus@ipa.go.jp

●ファイルが暗号化されて、画面に脅迫文が表示された

- ◆ パソコンやサーバ等に保存していたファイルが突然開けなくなり、金銭を要求する内容が記載されたメッセージが残されていた。等

➡ 「**ランサムウェア被害の届出**」をご覧ください、次の届出先へご提出ください。

届出先：コンピュータウイルス届出窓口
E-Mail：virus@ipa.go.jp

●不正アクセスの被害や疑いがある事態が発生した

- ◆ 自組織のシステムやネットワークに何者かが不正に侵入した。または、侵入を試みた形跡を確認した。等

➡ 「**不正アクセスの届出**」をご覧ください、次の届出先へご提出ください。

届出先：コンピュータ不正アクセス届出窓口
E-Mail：crack@ipa.go.jp



届出に関して、ご不明な点等ございましたら、上記の各届出先のメールアドレス宛にお問い合わせください。